



セカンドオピニオン

岩田地崎建設株式会社

2026 年 7 月 31 日

グリーンファイナンス・フレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：田中 麻実

格付投資情報センター(R&I)は岩田地崎建設のグリーンファイナンス・フレームワーク(2026 年 7 月策定)が、以下の原則に適合していることを確認した。本フレームワークではローンだけでなく私募債も対象としている。私募債の元利払いを銀行が保証する銀行保証付私募債であり、原則の要求事項への対応は、銀行保証に基づき北洋銀行と資金調達者の 2 者間で合意されることから、各ボンド原則・ガイドラインではなく、各ローン原則・ガイドラインとの適合性を確認した。

グリーンローン原則(2025、LMA 等)
グリーンローンガイドライン(2024、環境省)

■資金使途

事業区分	適格プロジェクト
再生可能エネルギー	自己昇降式作業台船(SEP 船)に関する投資
	洋上風力、太陽光、小水力、バイオマス発電事業への投資
グリーンビルディング /エネルギー効率	以下のいずれかの認証を取得、もしくは将来取得、更新予定の建物の取得・開発・建設 - CASBEE 建築(新築、既存、改修)、CASBEE 不動産認証における A ランク以上 - DBJ Green Building 認証における 3 つ星以上 - LEED 認証における silver 以上 2024 年 3 月末日までに取得した BELS 認証(平成 28 年度基準)における 5 つ星 2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS 認証における事務所等・学校等・工場等はレベル 5 以上、ホテル等・病院等・百貨店等・飲食店等・集会所等はレベル 4 以上(非住宅) 2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS 認証におけるレベル 3 以上かつ断熱性能 5 以上(住宅) - ZEB 認証における Oriented 以上

※「バイオマス発電事業への投資」は、資金調達時点における最新の資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」において要請される要件(持続可能性(合法性)要件及び GHG 排出量削減基準等)を充足したもの。資金調達時点での FIT/FIP 制度の支援対象から外れ、最新のガイドラインで要件が定められていない場合は、当該プロジェクトに関する要件が定められている最も新しいガイドラインを参照して、持続可能性要件及び GHG 排出量削減基準の充足状況を判断する。

株式会社格付投資情報センター

Copyright(C) 2026 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 2 番地テラススクエア

(お問い合わせ) サステナブルファイナンス営業部 TEL 03-6273-7408

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、適合以外の事柄につき意見を表明するものではなく、資金調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧ください。

1. 資金調達者の概要

- ・ 岩田地崎建設は 1922 年創業の北海道札幌市に本社を置く総合建設会社。北海道を地盤に全国および海外へと事業基盤を拡大している(国内 17 拠点、海外 3 拠点)。
- ・ 建築分野では、オフィスビル・マンション・商業施設・学校・病院・役所など人々の暮らしを支える建物の設計から施工まで手掛けている。土木分野では、ダム・高速道路・トンネル・橋梁・上下水道・空港・港湾など暮らしの土台となるインフラ整備を通じて地域社会の発展を支えている。豊富な実績を有する建築・土木工事のみならず、再開発や不動産事業、環境エネルギー分野でも事業を展開している。
- ・ 2022 年に創業 100 年を迎えた岩田地崎建設は、次の 100 年に向けて「安心して豊かな社会環境づくりに貢献する」を新たなミッションとして策定した。建物やインフラの建設だけでなく、まちづくりや環境保全、先進技術の導入など多岐に亘る事業を推進し、人と自然環境に優しいサステナブル社会の実現を目指している。

■岩田地崎建設のミッション・ビジョン



[出所: 岩田地崎建設ウェブサイト]

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

グリーンファイナンスにより調達された資金は、本オピニオン 1 ページの表に記載の適格プロジェクトを満たす新規投資及び既存投資のリファイナンスに充当される。既存投資へのリファイナンスに充当される場合、グリーンファイナンスの実行から遡って 36 ヶ月以内に実施された適格事業への支出に限定される。

(1) 対象プロジェクトと環境改善効果

自己昇降式作業台船(SEP 船)に関する投資

事業区分:再生可能エネルギー

貢献する SDGs:「7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「13.気候変動に具体的な対策を」



- 調達資金は自己昇降式作業台船(Self-Elevating Platform、以下、SEP 船)である「JWFC SUNRISE」(以下、本船)の調達・改造資金に充当される。本船は 2027 年の改造完了・供用開始を予定しており、洋上風力発電設備の工事施工や O&M(保守・点検)に活用される。

JWFC SUNRISE 紹介

- 1,300t吊クレーンを搭載し、大型風車建設(15MW級超)に対応可能
- 稼働水深64.5m程度まで対応可能
- 潮流や風などの外力に対し計画位置でのジャッキアップが可能
- 着床式及び浮体式洋上風力発電設備建設、O & Mに対応可能
- 中古SEPの改造により安価に提供が可能



【船名】
JWFC SUNRISE (非自航式)

【建造年】
2014年

【全長×全幅×深さ】
112m×50m×9m

【推進システム】
DP2, スラスター6基

【ジャッキングシステム】
ラック&ピニオン方式

【クレーン能力】
1,300t×1基

【対応水深】
64.5m, レグ長130.17m (トラス式)

【喫水】
7.4m (満載時)

【住居室】
最大140名

【最大積載荷重】
3,500t

【甲板有効面積】
3,500㎡

【甲板耐荷重】
10.0t/㎡

【最大揚程】
甲板上より146.5m

【船籍・船級】
日本籍・ClassNK

※改造中につき、変更となる可能性があります。

[出所:Japan Wind Farm Construction]

- SEP 船は、洋上において船体に装備された複数の脚(レグ)を海底に貫入・固定し、船体を海面上に持ち上げることで、波浪の影響を受けない安定した作業プラットフォームを形成できる特殊船舶である。洋上風力発電設備の建設においては、モノパイル等の基礎構造物の打設から、タワー・ナセル・ブレードに至る風車本体の据付まで、一連の施工工程において中心的な役割を果たす。建設時のみではなく運用(O&M)時の大規模修繕や部品交換、設備更新(リパワリング)や撤去時にも利用され、洋上風力発電のライフサイクル全体を通じて活用される。
- 温室効果ガスを排出しない洋上風力発電は、温暖化対策にあたって有効なエネルギー源として世界的に導入が進んでいる。海に囲まれた日本では洋上風力の適地が多いうえ、安定した風況から陸上より効率的な発電ができるポテンシャルを有している。日本政府が 2020 年に宣言した「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、産業政策をまとめた実行計画「グリーン成長戦略」では重点分野のひとつに洋上風力発電が挙げられている。政府は第 7 次エネルギー基本計画の中で 2030 年までに 10GW、2040 年までに浮体式を含む 30GW~40GW の案件形成を導入目標としている。
- こうした大規模な洋上風力発電の普及拡大において、設備の施工・据付を担う SEP 船の役割は極めて重要である。しかしながら、日本国内では SEP 船の保有数が限られており、海外船舶への依存が大きな課題となってきた。かかる中、重要課題(マテリアリティ)に「地球環境保全への取り組み」を位置付け、「カーボンニュートラル社会実現への貢献」に向けて「省エネ/再生可能エネルギーの推進」に取り組む岩田地崎建設、戸田建設、熊谷組、西松建設、若築建設、吉田組と洋上風力施工船舶の保有等を目的とした現 Japan Wind Farm Construction 株式会社(以下、JWFC)を 2022 年に設立し、2023 年に本船の調達契約を締結した。
- JWFC の設立経緯・事業内容より、本船が環境改善効果に寄与しない、洋上風力以外の事業に転用される可能性は低い。また、JWFC 出資企業の事業内容からも石油・ガス開発に使用される状況は考えにくい。基本的には函館港を母港として国内の洋上風力案件に従事する方針だが、仮に海外での洋上風力案件に携わるようになったとしても、再エネ海域利用法に基づく「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」での国内工事と同様に、対象は環境アセスメント手続きなど、適正な環境配慮がなされた発電プロジェクトに限定される。
- 本船は 15MW 級の風車の建設が可能な能力を有し、風車の大型化に対応している。一方、本船は非自航船であり、曳船の動力として A 重油が必要となる。また、本船の稼働には軽油と A 重油が使われる。R&I では、本船によるウィンドファーム施工で創出される発電量(既存電力からの代替による CO₂排出削減量)は、施工時のネガティブ影響(本船稼働や曳航で生じる CO₂排出量)を十分に吸収できることを確認した。なお、本船は中古船を取得・改造したものであるが、改造に伴い発生する CO₂排出量は新造に比べ十分に少ないことも併せて確認している。
- 海洋汚染の防止に向けた対応も適切である。本船稼働で懸念される SO_x(硫黄酸化物)や NO_x(窒素酸化物)の排出に関しては、MARPOL 条約附属書 VI に対応したディーゼル発電機を採用したうえで、国際的な規則に則った対策を講じている。また、軽油・A 重油のほか油圧装置で油圧作動油も使用していることから、油の漏洩対策として、燃料油タンクの外周部を二重船体にし、上甲板の全周囲に高さ約 50 mmの垂直鋼板壁(コーミング)を設けている。加えて船内にはデッキドレインタンクがあり、燃料や機器の油が甲板上に広がっても、そこに導ける仕様になっている。船上作業で生じる廃油や作業員の生活ごみ等は陸揚げ後に産業廃棄物として処理される。

以上から、本船の保有・運用は、洋上風力発電施設の施工を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に寄与し、環境改善効果をもたらすと判断した。

洋上風力、太陽光、小水力、バイオマスの発電事業への投資

事業区分:再生可能エネルギー

貢献する SDGs:「7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「13.気候変動に具体的な対策を」



- ・ 岩田地崎建設では、SEP 船による洋上風力発電設備の施工・運営面での貢献に加えて、自社による再生可能エネルギーの発電量増大にも注力している。
- ・ 太陽光発電事業においては、メガソーラーを含む太陽光発電所の計画・設計・施工まで一貫して手掛けている。2013 年には北海道苫小牧市で沼ノ端太陽光発電所の造築工事、2014 年には北海道釧路市で音別太陽光発電所の造成工事、2017 年には兵庫県神戸市の神戸太陽光発電のパネル設置工事や宮城県大崎市でゴルフ場跡地にメガソーラー発電所を単独で施工した。

■ 古川メガソーラー発電所



[出所:岩田地崎建設ウェブサイト]

- ・ 洋上風力事業への参画以前から陸上風力発電事業にも携わっている。本州最西端に位置する山口県長門市では、2003 年に油谷風力発電所を施工し、以降 2015 年までの 12 年間、陸上風力発電所の管理運営を行った。北海道天塩郡では、株式会社 Loop 及び中部電力株式会社が共同で出資する豊富 Wind Energy 合同会社発注による風力発電所(写真右)の建設工事を担い 2024 年 7 月に竣工した。その他にも石狩湾新港洋上風力発電事業において、陸上建設工事の蓄電池システム基礎工事を手掛けるなど様々な形で風力発電事業に関与している。



[出所:岩田地崎建設ウェブサイト]

- ・ 海外では、フィリピンで ODA(政府開発援助)無償資金協力事業により水路式小水力発電所(820kW)の建設を単独で手掛けた。
- ・ こうしたクリーンエネルギー施設の建設は、カーボンニュートラル社会の実現に向けた重要な取り組みのひとつと位置付けている。今後もライフサイクル全体での適切な環境アセスメントがなされたプロジェクトへの参画を通じて取り組みを推進していく。

環境性能の高い建物の取得、開発、建設

以下のいずれかの認証を取得、もしくは将来取得、更新予定の建物の取得・開発・建設費用に充当される。

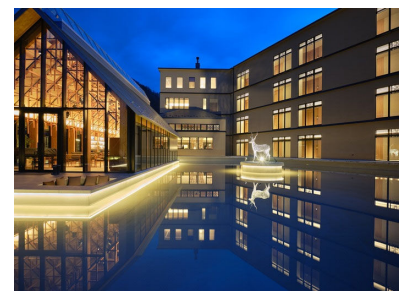
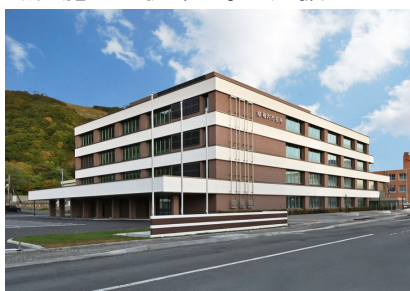
- CASBEE 建築(新築、既存、改修)、CASBEE 不動産認証における A ランク以上
- DBJ Green Building 認証における 3 つ星以上
- LEED 認証における silver 以上
- 2024 年 3 月末日までに取得した BELS 認証(平成 28 年度基準)における 5 つ星
- 2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS 認証における事務所等・学校等・工場等はレベル 5 以上、ホテル等・病院等・百貨店等・飲食店等・集会所等はレベル 4 以上(非住宅)
- 2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS 認証におけるレベル 3 以上かつ断熱性能 5 以上(住宅)
- ZEB 認証における Oriented 以上

事業区分: グリーンビルディング/エネルギー効率

貢献する SDGs: 「7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「11. 住み続けられるまちづくりを」「13. 気候変動に具体的な対策を」



- ・ 住宅・建築物から排出される温室効果ガスは、国内排出量の約 3 割を占めると推計される。国は住宅・建築物のストック平均の省エネルギー性能が 2050 年に ZEH・ZEB 基準と同水準となることを目指している。この方向性の下、2025 年 4 月以降に着工するすべての建築物は省エネ基準への適合が義務付けられている。
- ・ かかるなか岩田地崎建設では、建築物のライフサイクル全体を通じた環境負荷低減に取り組んでいる。特に、ZEB の普及、省エネルギー技術の導入、再生可能エネルギーの活用、木造建築の推進を掲げ、脱炭素社会の実現に貢献する建築物の提供を推進している。
- ・ ZEB の普及においては積雪寒冷地で培った設計・施工技術を活かし、高断熱化や高効率設備の導入によって建物のエネルギー消費量を削減するとともに、再生可能エネルギーを組み合わせることで、年間の一次エネルギー消費量の実質ゼロを目指す建築物を提案している。また、ZEB 導入の提案活動、ライフサイクルコスト(LCC)の比較・説明、補助金活用支援、設計段階からの事業者との協働などを通じて、顧客の ZEB 導入を支援している。
- ・ これまでにも 2025 年に稚内市市役所新庁舎の新築工事(JV メイン)、2024 年に北海電工稚内営業所の新築工事(単独)、2023 年のドーコン本社ビルの新築工事(JV サブ)の他、道内初の ZEB 認証のホテル「とうや湖鶴雅リゾート湧の舘」増改修工事(単独)など複数の ZEB 施工・改修を手掛けてきた。今後も ZEB の設計・施工や提案・導入支援を通じて ZEB の普及を推進していく。



[出所: 岩田地崎建設ウェブサイト]

- 省エネルギー技術として寒冷地北海道の気候に配慮した「外断熱工法」の採用により、断熱性・気密性に優れた省エネルギー建築を実現している。併せて建築物への再生可能エネルギー利用も推進している。太陽光発電等の導入、再生可能エネルギー設備との組み合わせ、建物の省エネ性能との一体的な設計などを通じて、建築物の脱炭素化を進めている。建築物のエネルギー消費量とCO₂排出量の削減を図る省エネルギー建築の施工実績を活かし、今後も持続可能な建築生産に貢献していく方針である。
- 木材を活用した建築も推進している。2024年に札幌市内に竣工した産学官連携のオープンノベーション施設「エア・ウォーターの森」では、耐火集材材「燃エンウッド®」を構造体として採用し、その主要材に北海道産カラマツを100%使用し施工を行った。建築時のCO₂排出削減が少なく、炭素を固定・貯蔵する特性を持つ木造建築は、脱炭素社会の実現に寄与するものづくりと位置付け、今後も取組拡大を目指す。
- また、建築物そのものだけでなく施工段階でも環境配慮を進めている。主な取組は、建設現場のCO₂排出量削減、環境配慮型燃料・資材の利用、建設副産物の削減、再生材の利用促進、廃棄物の適正処理・再資源化であり、建築物のライフサイクル全体で環境負荷低減を図っている。
- 環境配慮型建物は、岩田地崎建設の重要課題「カーボンニュートラル社会実現への貢献/環境負荷低減と環境技術の実現」とその活動内容「省エネ/ZEB/木造建築等実績拡大」に強く関連したプロジェクトである。同社では今後も省エネ性能をはじめとする優れた環境性能を備えた建物の取得・開発・建設により、建物運用時の環境負荷低減を目指す。適格クライテリアに定める各種認証や基準は国際的に広く認知されたもので、CO₂排出量の削減など環境改善効果が期待できる。

CASBEE 評価認証（認証団体：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）

「Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency（建築環境総合性能評価システム）」の略称。建築物を環境性能で評価し格付けする。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価する制度である。
評価結果は、Sランク（素晴らしい）からCランク（劣る）までの5段階評価となっている。

DBJ Green Building 認証（認証団体：株式会社日本政策投資銀行及び一般財団法人日本不動産研究所（JREI））

対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業等を含めた総合的な評価を行う認証制度。評価結果は星5（国内トップクラスの卓越した配慮がなされた建物）から星1（十分な配慮がなされた建物）までの5段階評価となっている。
総合評価のうち環境性能項目に関する評価が確認できる場合、環境認証として有効と考えられる。

LEED認証（認証団体：米国グリーンビルディング協会（US Green Building Council））

「Leadership in Energy and Environmental Design（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）」の略称。米国発祥のグリーンビルディング認証プログラム。建築物全体の企画・設計から建築施工、運営・メンテナンスまでにわたって様々なシステムを通じ、エネルギー性能をはじめとする総合的環境負荷を評価する。必要条件を満たした上で、取得したポイントによって標準認証、シルバー、ゴールド、プラチナの4つの認証レベルが用意されている。

BELS認証（認証団体：住宅性能評価・表示協会）

「Building-Housing Energy-efficiency Labeling System（建築物省エネルギー性能表示制度）」の略称。国土交通省が定めた「建築物の省エネ性能表示のガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針）」に基づく認証制度。エネルギー消費性能、断熱性能などを第三者機関が客観的に評価し、そのレベルを表示する。

ZEB認証（認証団体：住宅性能評価・表示協会）

ZEB（Net Zero Energy Building）は、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物。50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、ZEB（100%以上削減）、Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、ZEB Ready（50%以上75%未満削減）と定義される。また、30～40%以上の省エネルギー化を図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を活用している建築物のうち1万㎡以上のものがZEB Orientedと定義される。

3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 環境面での目標

- ・ 各グリーンプロジェクトの環境面での目標は「気候変動の緩和」である。
- ・ 岩田地崎建設では、社会環境の変化に伴い急速に変化する企業を取り巻く状況やニーズに柔軟に対応し、持続可能な成長を実現するために、マテリアリティ(重要課題)を特定している。

■ 岩田地崎建設における環境面のマテリアリティ



環境 (Environment)

当社は、地域に根ざした総合建設業として、自然との共生を重視した持続可能なまちづくりを推進しています。具体的には工事に伴うCO₂排出量の削減、省資源・省エネルギー化の徹底、建設副産物の適正処理や再資源化などを通じて、環境負荷の低減に取り組んでいます。また、地域の気候風土を尊重した施工・事業活動を目指しています。今後は、このような環境保全の取り組みを会社全体で継続的かつ体系的に進めてまいります。

地球環境保全への取り組み



活動方針	活動内容
カーボンニュートラル社会実現への貢献	・ 省エネ/ZEB/木造建築等 実績拡大 ・ 事業活動におけるCO₂排出量の削減 環境配慮型 燃料／資材 の利用促進 再生可能エネルギー の利用促進
循環型社会実現への貢献	・ 混合廃棄物の排出量抑制 ・ 再生材利用の促進
自然と共生する社会実現への貢献	・ 緑の水田プロジェクトの推進 ・ 緑の森林プロジェクトの推進

[出所: 岩田地崎建設ウェブサイト]

- ・ 各事業区分の適格プロジェクトは同社の環境面での持続可能性に関する目標の実現に貢献するものである。また、本グリーンファイナンス・フレームワークの策定は、これらの取り組みをファイナンス面からも推進していくことを企図したものである。

(2) 規準

- ・ 本オピニオン 1 ページの表に記載された、各事業区分の適格プロジェクトへ適合するものが対象プロジェクトとして選定される。
- ・ 本フレームワークで設定された規準は、岩田地崎建設のミッション・ビジョンや環境面での重要課題(マテリアリティ)・活動方針に合致したものといえる。

(3) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ 調達資金を充当する対象事業は、適格プロジェクトへの適合状況に基づいて岩田地崎建設の財務部によって選定され、管理本部長による最終承認をもって決定される。
- ・ プロジェクトの選定にあたっては、財務部が中心的な役割を担いつつも、当該プロジェクトを所管する営業部門・経営企画部門および環境・サステナビリティ関連部署が連携し、技術的・環境的・採算性等の観点から総合的に検討する。

(4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 岩田地崎建設は資金使途の選定にあたり、環境・社会リスク低減のため対象プロジェクトのすべてについて、以下の項目に対応していることを確認する。
 - プロジェクトを実施する所在地の国・地方自治体で求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査
 - プロジェクトの実施にあたっての地域住民への十分な説明
 - 上記の項目に関連し、グループ各社の環境マネジメントシステムのフォローアップ、各社の情報共有化や取り組み状況の評価・改善、法令改正情報の周知および内部環境監査を通じた環境法令の遵守徹底
- ・ 適格プロジェクトごとに想定される環境・社会リスクに対しては、それぞれ以下の対応を図る方針である。
 - SEP 船の稼働においては、騒音・振動・海上交通への影響、海洋生態系・海底地形への影響、労働安全衛生・作業災害リスクなどが想定される。これらに対しては、関係法令・ガイドラインに基づく環境影響評価や各種許認可の取得、施工計画段階からのステークホルダーとの調整、環境保全措置(作業時間帯の制限、騒音・濁りの抑制等)の実施により、影響の回避・低減を図る。また、洋上作業における安全管理体制の強化、作業員への安全教育の徹底、緊急時対応計画の整備等を通じて、労働安全衛生リスクの管理・緩和に努める。
 - その他の再生可能エネルギー設備の建設等にあたっては、ライフサイクル全体での環境負荷(森林伐採、景観、騒音、廃棄物等)、地域社会との合意形成・受容性、生物多様性・水資源への影響といった観点での環境影響評価を実施し、環境面への配慮事項がある場合は適切に計画に反映する。
 - 建物の建設時には騒音・振動・大気汚染、廃棄物発生、建設資材調達に伴う環境影響(CO₂排出、資源採取等)、近隣住民への影響や景観への配慮などのリスクが想定される。これらに対しては、環境マネジメントシステムの運用や各種法令・条例の遵守を前提とし、省エネ・省資源設計、環境配慮型建材の採用、施工段階での騒音・振動の抑制、廃棄物の適正処理・リサイクル等の取り組みを行う。

4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ グリーンファイナンスで調達した資金は、調達資金が全額充当されるまでの間、岩田地崎建設財務部が適格事業への充当状況を関連部署と共有したうえで管理される。また、グリーンファイナンスによる調達額と同額が適格プロジェクトに充当されるよう、四半期毎に内部会計システムを用いて追跡管理される。
- ・ 未充当資金については現金または現金同等物で運用され、適格プロジェクトへの早期充当に努めるとしている。

5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

- ・ レポーティングの概要は以下の通り。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充当状況	・ 充当プロジェクトの概要 ・ 充当金額 ・ 未充当金の残高 ・ 調達資金のうちグリーンファイナンスに充当された部分の概算金額(または割合)	調達資金の全額が充当されるまでの間、年に一回	岩田地崎建設ウェブサイト
環境改善効果	(2)環境改善効果に係る指標 (実務上可能な範囲)	グリーンファイナンスの残高がある限り、年に一回	

- ・ 調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等、重要な事象が生じた場合は適時開示される。

(2) 環境改善効果に係る指標

- ・ 環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合する。

事業区分	適格プロジェクト	レポート項目
再生可能エネルギー	自己昇降式作業台船(SEP 船)に関する投資	・プロジェクトの進捗状況 ・SEP 船により施工された洋上風力発電設備設置基数の実績
	洋上風力発電事業への投資 太陽光発電事業への投資 小水力発電事業への投資 バイオマスの発電事業への投資	・プロジェクトの進捗状況 ・再生可能エネルギー発電量 ・CO₂排出削減量
グリーンビルディング /エネルギー効率	以下のいずれかの認証を取得、もしくは将来取得または更新予定の建物の取得、開発、建設 ・CASBEE 建築(新築、既存、改修)、CASBEE 不動産認証における A ランク以上 ・DBJ Green Building 認証における 3 つ星以上 ・LEED 認証における silver 以上 ・2024 年 3 月末日までに取得した BELS 認証(平成 28 年度基準)における 5 つ星 ・2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS 認証における事務所等・学校等・工場等はレベル 5 以上、ホテル等・病院等・百貨店等・飲食店等・集会所等はレベル 4 以上(非住宅) ・2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS 認証におけるレベル 3 以上かつ断熱性能 5 以上(住宅) ・ZEB における Oriented 以上	・グリーンビルディング認証の取得状況 ・エネルギー消費量 ・CO₂排出削減量

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。